

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 5 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第83号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成 9 年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（同居親族要件を適用しない入居者の資格）</p> <p>第 2 条の 2 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（同居親族要件を適用しない入居者の資格）</p> <p>第 2 条の 2 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第 8 条に規定する支援対象地域に存する住宅に平成23年 3 月11日において居住していた者</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。